

岡田 誠 提出 学位申請論文（課程博士）

『日本語受身表現の研究－日本語教育を中心に－』 審査要旨

### 論文内容の要旨

本論文は、全13章からなり、日本語教育を中心に、日本語学・国語教育の視点を加えながら日本語受身表現の特質を分析するものである。

第1章「古典語の構文における受身表現」では、日本語学の先行研究をまとめながら、用例調査を加え、古典語で非情の受身に比べて、非情の使役といえる例も僅かながら存在する点からも「受身と使役」という対応関係の意識があるものと考えられ、動詞の自他、意志動詞・無意志動詞という視点もヴォイスを考察する際には欠かせないと述べる。

第2章「古代における非情の受身について」では、古典作品の用例調査から、「非常の受け身」は話の展開が早い作品では使われにくく、文章の性質によって使用状況が異なり、また、情景描写と言い切るのは難しいが、古典文の場合には、現代語の非情の受身のように多様ではなく、例外はあるが「主語－動作主」の関係が「有情－非情」や「非情－有情」は好まれなかったと指摘する。

第3章「近代文法学史における受身と状態性－山田文法を中心に－」では、近代文法学史の面から、山田孝雄の受身の重要性を指摘する。山田孝雄の受身の論は、日本語の受身の本質が「状態性」にあり、欧米文直訳の中立的・客観的に描く受身は、話し手は主体の側に立たな

いとし、「る・らる」の原義を受身であると指摘したことに特徴があるとする。その後の研究は、この状態性の解釈と受身からの格助詞の分出という論理性の発展に継承されていったと言えるのに対して、松下大三郎は山田孝雄と異なる立場で漢文との整合性を考慮して研究を進めて受け身文を分類し、現代の受け身文の分類の理論的基礎となったとする。近藤泰弘は時枝誠記の論を継承・発展させて従来のモダリティと区別し、この研究を踏襲して益岡隆志は視点に関わる非構成的主観性と従来のモダリティである構成的主観性と区別して、非構成的主観性をモダリティの研究対象から外したことにより日本語本来の非常の受け身の状態性が説明できることとなったと整理している。

第4章「受身文の理論と分類－日本語記述文法の流れ－」では、松下大三郎を嚆矢とする日本語記述文法の流れを中心に、現代の受身文の理論の流れをとらえ、鈴木重幸、益岡隆志に至るまでを記述する。山田孝雄の受身文と状態性の提示に対して、松下大三郎は「ヴォイスの定義づけ」「受身文の分類」「受身文の理論」の三つの受身文の根幹に関わる重要な研究を提示し、発展したと考えられるとする。

第5章「日本国憲法の受身文」では、口語ではありながら、文語体の特徴も残す日本国憲法に見られる受身文の特徴について用例調査を行った結果、第3章「国民の権利及び義務」（10条から40条）に類出しており、受身全体（52例中）の57.7%であり、「国民の権利や義務は与えられているものである」ということを明示する内容と符合するといえるとする。また、一文の中に受身の用例が2例以上使われている文が目立つのも特徴的で、これは漢文訓読の影響を受けた対句的表

現であると指摘する。

第6章『『受身動詞』と『使役動詞』の定義について』では、日本語学の「れる・られる・せる・させる」の助動詞説と接尾語説との流れが、日本語教育にも流れていることで、「受身動詞」「使役動詞」の定義付けが揺れていることを示している。「受身動詞」「使役動詞」という用語は、本来的には、受身性・使役性を持つ一語の動詞として認定できる場合に適用することが望ましいが、日本語教育では伝統的な日本語学や学校文法に拘泥せずに、理解を容易にすることが目的であるためと述べる。

第7章「文法教育としての受身—学校文法と日本語教育文法—」では、学校文法と日本語教育文法の接点としての、文法教育としての受身文とその周辺の事柄について検討し、「る」を省くと命令形として意味が通るか否かで「可能動詞」か「ら抜けことば」なのかを判定するという方法はたいへん有効であること、間接受身の中に、迷惑の受身・持ち主の受身・自動詞の受身を入れたほうが理解しやすいこと、「る・らる（れる・られる）」の多義性の処理として受身を中心に据えるのが適切であること、軍記物語特有の使役表現は受身と解釈せずに使役のまま解釈するのが自然であることを指摘する。

第8章「国語教科書における受身文—日本語教科書との比較—」では、国語教科書として採択率の高い光村図書と日本語教科書『みんなの日本語』における受け身の比較を試みた結果、国語教科書は語法よりもジャンル別の編集のため受身という語法の面では段階的な学習には向いていないのに対して、日本語教科書は語法を重視した編集であ

り、読解教材のために語法の習得という点において段階的に学習しやすいといえ、また、非情の受身と自然可能的受身を積極的に取り入れているため、実用的な要素も目指していることがわかると指摘する。

第9章「近代における日本語教科書の受身文1－西洋人の日本語研究－」では、西洋人の日本語研究において、ロドリゲスからチェンバレンまで、先行研究を積み上げる形で記述されており、いずれも、動詞を接尾語として扱い「受動動詞（受身動詞）」とし、可能動詞とつながるものと捉え、自動詞から受身が作られ、対格（直接目的語）の存在に注意していることがわかると述べる。

第10章「近代における日本語教科書の受身文2－松本亀次郎と松下大三郎の受身の論－」では、松本亀次郎編集代表（1906）『日本語教科書』が松本亀次郎と松下大三郎との大きな接点となっており、この年以降、受身文から見た場合、松本亀次郎は日本語テキストの例文の種類を整理し、松下大三郎は文法三部作につながる基本的な考えを日本語教科書の中で示しており、それぞれその後の両者の文法論の深化に大きな影響を与えていると推測する。

第11章「近代における日本語教科書の受身文3－長沼直兄の日本語教科書－」では、『FLN』では、可能動詞の課で「自動詞の受身」「迷惑の受身」、使役動詞の課で「使役受身」を扱うのに対して、Naoe NAGANUMA（1959）『NAGANUMA'S PRACTICAL JAPANESE (Basic Course)』は受身の動作主に「ヲ格」「ニ格」「カラ格」などの例文もあげ、さらにその第3版に当たるNaoe NAGANUMA（1962）『NAGANUMA'S PRACTICAL JAPANESE (Basic Course) with 3 LP

records』はそれまで可能の箇所では説明していた「迷惑の受身」「自動詞の受身」を「受身」の箇所で説明するように変更していることを指摘する。

第12章「近代における日本語教科書の受身文4－基本文型中心の日本語教科書－」では、基本文型中心の日本語教科書はできるだけはやく日本語を教えるという要求から生まれたものであり、国際文化振興会を始めとする湯澤幸吉郎の日本語教科書の論攷がその後の著作に生かされていると指摘する。これら基本文型の流れを引き継いだ鈴木忍の日本語教科書は、Kokusai GakuyuuKai (1954)『NIHONGO NO HANASIKATA』とその改訂版Kokusai GakuyuuKai (1959)『NIHONGO NO HANASIKATA』であり、この流れを受けた鈴木忍(1972)「文型・文法事項の指導」『日本語教授法の諸問題』の受身記述の解説は教科研東京国語部会のものであり、それを修正したのが鈴木重幸(1972)『日本語文法・形態論』であると指摘する。

第13章「現代における日本語教科書の受身文」では、系統の異なる現代日本語教科書を調査した結果、『みんなの日本語』、『初級日本語』で非情の受身を扱うのは実用会話であり書き言葉や説明文への配慮であること、『みんなの日本語』と『げんき』が自動詞の受身を扱っていないのは初級では共通事項である他動詞から受身を作ることを優先したほうがよいという配慮であると指摘する一方で、『みんなの日本語』は日本語非固有とされている非情の受身、ニヨッテ格、カラ格をあげており、海外技術者研修協会系の実用会話を目指したテキストであることがわかると指摘する。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、日本語受身表現の特質について日本語学の研究分野で古代語から現代語に至る膨大な先行研究の蓄積があるにも拘わらずなお十分な検討の行われて来なかった日本語教育史上の教材・研究書を中心に分析を加えて日本語学、国語教育、日本語教育に跨がる複眼的な受身表現の研究に新境地を開拓した意欲的な論文として評価できる。

第1章と第2章では古代語における受身表現の特質を考察している。第1章では古典語において非情の受身に対して非情の使役といえる例も僅かながら存在する点から「受身と使役」という対応関係の意識を指摘し、動詞の自他、意志動詞・無意志動詞という視点もヴォイスを考察する際には欠かせないと述べる。第2章では、古典語における「非情の受身」の使用状況の調査から、現代語の非情の受身のように多様ではなく、例外はあるが「主語－動作主」の関係が「有情－非情」や「非情－有情」は好まれなかったと実証的に指摘する。

第3章と第4章では、近代日本語学史における受身研究を扱っている。第4章では、近代文法学史において日本語の受身の本質が「状態性」にあるとする山田孝雄の学説の重要性を指摘する。その後の研究は、この状態性の解釈と受身からの格助詞の分出という論理性の発展に継承されていったと言えるのに対して、中国人に対する日本語教育歴の長い松下大三郎は漢文との整合性を考慮して研究を進めて受け身文を分類し、これが現代の受け身文の分類の理論的基礎となったと指

摘している。第4章では、日本語記述文法における受身文の理論の流れをとらえ、松下大三郎から鈴木重幸、益岡隆志に至るまでの受身の研究史を俯瞰し、ことに山田孝雄の受身文と状態性の提示に対する松下大三郎による「ヴォイスの定義づけ」「受身文の分類」「受身文の理論」の研究が現代に至る受身研究の源流であることを再評価している。近代日本語学史における受身の研究史を扱うのは以上の両章に止めているが、日本語学史のみで論文を構成しても長大な論文となって然るべきテーマである。

第5章では、近代語における受身の実態調査として日本国憲法を対象として調査し、受身の57.7%が第3章「国民の権利及び義務」に集中するという極めて興味深い指摘がなされているが、多種類で膨大な分量の近代語資料があるなかでなぜ日本国憲法を言語資料として調査対象としたのかについて近代の法令全体の中での受身の傾向の中に位置づけて考察することが望まれる。

第6章では、「れる・られる・せる・させる」について、日本語学においてそれぞれ助動詞と接尾語とする説が日本語教育にも流れ込んでいるために「受身動詞」「使役動詞」の定義付けが揺れていることを指摘している。日本語教育では伝統的な日本語学や学校文法に拘泥せず、理解を容易にすることが目的であるためと述べるのは妥当な見解であるが、扱った日本語教科書の系譜を踏まえた考察が望まれるところである。

第7章と第8章では国語教育と日本語教育とにおける受身の扱いの比較を試みている。第7章では、学校文法と日本語教育文法の接点で

ある文法教育としての受身文の記述の相違を指摘し、第8章では国語教科書として採択率の高い光村図書と現代の代表的な日本語教科書『みんなの日本語』における受身の扱いの比較を試みた結果、国語教科書はジャンル別の編集のため受身という語法の面では段階的な学習には向いていないのに対して、日本語教科書は語法を重視した実用的な編集であることからくる記述の相違を指摘している。

第9章から12章にわたって近代における日本語教科書の受身文の扱いを考察しており、本論文の核心を成している。第9章では、ロドリゲスからチェンバレンに至る西洋人の日本語研究において先行研究を積み上げた記述で、いずれも動詞を接尾語として扱い「受動動詞（受身動詞）」とし、可能動詞につながるものと捉え、自動詞から受身が作られ、対格（直接目的語）の認識を指摘しているが、西洋人の語源研究やmiddle voiceの視点からの再考の余地が認められる。第10章では、近代日本語教育史上の双璧を成す松本亀次郎と松下大三郎の日本語教科書・文法書における受身の記述を分析して、両者の接点となる松本亀次郎編集代表（1906）『日本語教科書』以降、受身文から見ると松本亀次郎は日本語教科書の例文を整理し、松下大三郎は文法三部作につながる基本的な考えを示しており、両者のその後の文法論の深化に大きな影響を与えていると指摘しており、従来の日本語学史だけでは解明できない新見解が示されている。第11章では長沼直兄の日本語教科書を取り上げ、『FLN』及び、Naoe NAGANUMA（1959）『NAGANUMA'S PRACTICAL JAPANESE (Basic Course)』またその第3版Naoe NAGANUMA（1962）『NAGANUMA'S PRACTICAL

JAPANESE (Basic Course) with 3 LP records』における「受身」の説明の相違を教科書としての特性を踏まえて指摘している。さらに第12章では、国際文化振興会の基本文型中心の日本語教科書に関わった湯澤幸吉郎の研究がその後の著作に生かされていると指摘する。これら基本文型の流れを継承する日本語教科書であるKokusai Gakuyuu Kai (1954)『NIHONGO NO HANASIKATA』とその改訂版Kokusai Gakuyuu Kai (1959)『NIHONGO NO HANASIKATA』の流れを受けた鈴木忍の受身記述の解説と教科研東京国語部会との繋がりに言及している。これら各章は受身の記述を通じて近代日本語教科書の主要な流れを描き出しており高く評価することができる。

第13章では、系統の異なる現代日本語教科書『みんなの日本語』、『初級日本語』『げんき』における非情の受身、使役受身、自動詞の受身の扱いの有無、会話の実用性を比較してテキストの性格、編集方針の相違との関連を指摘している。

本論文では日本語における受身表現を通時的視点による実態調査を踏まえて近代日本語教育史の主要な教科書における扱いを、国語教育との比較及び日本語学史の流れを踏まえた考察を試みるという斬新で雄渾な構想のもとに立論している。このため、部分的に考察に散漫な部分も存し、残された課題も多いがそれを補って十分な研究成果を挙げており、高く評価することができる。

よって、本論文の提出者、岡田誠は、博士（文学）の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

平成26年2月15日

主査 國學院大學教授 諸星美智直 ㊞  
副査 國學院大學教授 カイザー・シュテファン ㊞  
副査 和洋女子大学教授 岩下裕一 ㊞  
國學院大學大学院兼任講師